

住友商事グループ コンプライアンス・ポリシー



住友商事グループの経営理念・行動指針

目指すべき企業像

私たちは、常に変化を先取りして新たな価値を創造し、
広く社会に貢献するグローバルな企業グループを目指します。

経営理念

〈企業使命〉 健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。
〈経営姿勢〉 人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。
〈企業文化〉 活力に溢れ、革新を生み出す企業風土を醸成する。

行動指針

- 住友の事業精神のもと、経営理念に従い、誠実に行動する。
- 法と規則を守り、高潔な倫理を保持する。
- 透明性を重視し、情報開示を積極的に行う。
- 地球環境の保全に十分配慮する。
- 良き企業市民として社会に貢献する。
- 円滑なコミュニケーションを通じ、チームワークと総合力を発揮する。
- 明確な目標を掲げ、情熱をもって実行する。



第I部 社長メッセージ	page 3
-------------	--------

第II部 住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー について	page 4
-------------------------------------	--------

- このグループ・コンプライアンス・ポリシーが適用される人は?
 - このグループ・コンプライアンス・ポリシーの位置づけは?
 - 当社グループ各社の従業員に求められることは?
 - 当社グループ各社のマネジメントに求められることは?
 - コンプライアンス上の問題を報告するには?
-

第III部 グループ・コンプライアンス指針	page 6
-----------------------	--------

- ①公正な競争行為
 - ②安全保障貿易管理を含む貿易関連法令等の遵守
 - ③各種業法の遵守
 - ④帳簿及び記録／税務
 - ⑤贈収賄防止
 - ⑥知的財産権
 - ⑦情報管理
 - ⑧環境保全
 - ⑨インサイダー取引の防止
 - ⑩人権尊重及び差別・ハラスメントの防止
 - ⑪利益相反行為の防止
-

第IV部 SC Global Speak-Up制度	page 12
---------------------------	---------

- SC Global Speak-Up制度とは?
- SC Global Speak-Upを利用できる人は?
- SC Global Speak-Upで通報できる事態とは?
- 既存の内部通報制度との関係は?

住友商事グループ役職員各位

2024年4月から「中期経営計画2026」がスタートしました。

私たちは、「SHIFT 2023」において構造改革を遂行したことにより、下方耐性を強化し、収益力を一段とレベルアップしてきました。「中期経営計画2026」では、複雑・急速な変化から不確実性に満ちた事業環境のなかでも、さらなる高みを目指して飛躍的かつ持続可能な成長を遂げるべく、聖域なき改革を実行し、強い事業が集まる「No.1事業群」を目指します。それぞれのビジネスラインで目指すべき「No.1」を議論し、戦略の磨きこみとともに各人のマインドセットの変革を行い、「No.1事業群」の実現に取り組みましょう。

その一方で、私たちが変えてはならないものもあります。「コンプライアンス最優先」です。

「健全な事業活動を通じて豊かさと夢を実現する。」

「人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。」

「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する。」

これらは、私たちの普遍的な価値観である住友の事業精神を基に、過去にコンプライアンス問題で厳しい経営状態となった経験を踏まえて定められた住友商事グループの経営理念・行動指針の一節で、私たちの日々の事業活動の拠りどころであるとともに、当社グループのコンプライアンスの原点です。そして、ひとつのコンプライアンス違反で、時に、企業の存続が危ぶまれることになったり、関係者やその家族の人生を変えたりするからこそ、私は、どんな状況でもコンプライアンスを守ること、皆さんや当社グループの仲間を守りたいと考えています。

このように「コンプライアンス最優先」は、当社グループの経営理念そのものであり、当社グループに属する私たち一人ひとりの行動基準です。迷った時や、苦境に陥った時には、そこに立ち返ってください。また、起こってしまった事態に対して、まずは声を上げ、関係部署の総力を結集して最適な解決が図られるよう、マネジメントへの「即一報」を基本とした取り組みを更に深めていきましょう。

私は、全役職員の皆さんが、コミュニケーションよく自由闊達に意見を言い合い、安心して、誇りをもって価値の創造に向かっていける住友商事グループでありたいと、決意を新たにしています。コンプライアンス最優先への皆さん一人ひとりの真の理解と協力のもと、「Enriching lives and the world」を体現し、進化を続ける住友商事グループの一員として、共に歩んでいきましょう。



住友商事株式会社
代表取締役 社長執行役員CEO

上野 真吾

住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシーについて

このグループ・コンプライアンス・ポリシーが適用される人は？

このグループ・コンプライアンス・ポリシーは、当社グループ全体で共有すべきコンプライアンスの考え方を示し、グローバルに展開する当社グループの役職員一人一人がどこにしようとも、その時々求められる法令やルール、社会規範を遵守していくための行動の手引きとなるように策定されたものです。

したがって、このグループ・コンプライアンス・ポリシー

は、住友商事グループに属する全ての企業における役職員（契約社員、嘱託社員、臨時従業員、他社への出向者を含みますが、これらに限られません。）に適用され、私たち一人一人が、このポリシーの内容を理解し、日々の業務に活用することが求められます。

ここで「住友商事グループ（又は当社グループ）」とは、住友商事及びその連結子会社をいいます。

このグループ・コンプライアンス・ポリシーの位置づけは？

このグループ・コンプライアンス・ポリシーとグループ各社のポリシーやルールとの関係：

このグループ・コンプライアンス・ポリシーは、コンプライアンスの観点から当社グループ各社の役職員が共通して遵守すべき項目を説明したものです。従って、当社グループにおける全てのポリシーやルールその他の規範を網羅するものではありません。当社グループ各社のコンプライアンスに関するポリシーやルールは、このグループ・コンプライアンス・ポリシーを基礎として、所在国の法令や業種等に応じ、より詳細な事項を定めます。

これらの当社グループ各社のコンプライアンスに関するポリシーやルールは、このグループ・コンプライアンス・ポリシーと一貫性があり、且つこのグループ・コンプライアンス・ポリシーに反しないものである必要があります。そのような個別のポリシー等を既に制定している当社グループ各社においては、引き続き各社のポリシー等を遵守してください。

このグループ・コンプライアンス・ポリシーと適用のある各国法令との関係：

当社グループはグローバル・ベースでビジネスを展開しており、当社グループの役職員は多くの異なる国・地域の法令その他の規制を遵守することが求められます。現地の法令や規制が、このグループ・コンプライアンス・ポリシーで要求されるよりも高い基準を求めている場合には、現地の法令や規制を遵守します。一方、現地の法令や規制が、このグループ・コンプライアンス・ポリシーで要求されるよりも低い基準を定めている場合には、このグループ・コンプライアンス・ポリシーの基準に従います。

当社グループ各社の従業員に求められることは？

住友商事グループに属する全ての企業の従業員は、以下の各事項に取り組むことが求められています。

- このグループ・コンプライアンス・ポリシー（あなたの会社にポリシーやルールが既に制定されている場合は、当該ポリシー等）の内容について理解し、日々の業務を行うこと。コンプライアンスに関して業務上迷うことがあれば、まずはこのグループ・コンプライアンス・ポリシーに立ち返ること。
- あなたの会社に適用される全ての法、規則及び命令に従い、高い倫理観を保持すること。
- コンプライアンス上の小さな問題もおろそかにせず、即一報すること（「即一報」については以下を参照）。そして何らかの問題が生じた際に会社が実施する調査等に誠実に協力すること。

当社グループ各社のマネジメントに求められることは？

上記に加え、当社グループ各社のマネジメントは、以下の各事項に取り組むことが期待されています。

- コンプライアンスが最優先であるという明確なメッセージを継続的に発信すること。
- ビジネス上の利益とコンプライアンスとのせめぎあいが生じる場面においては、現場に任せきりにするのではなく、マネジメント自らが明確にコンプライアンスが最優先であるとの方針を示すこと。
- 部下がこのグループ・コンプライアンス・ポリシー（あなたの会社にポリシーやルールが既に制定されている場合は、当該ポリシー等）の内容を理解し、コンプライアンスを徹底できるようにすること。そのために必要な教育を行うこと。
- 即一報がなされたコンプライアンス上の問題を適切に対処すること。小さな問題の報告であっても、その対応をおろそかにしないこと。
- コミュニケーションの行き届いた健全な職場環境を醸成・維持すること。

コンプライアンス上の問題を報告するには？

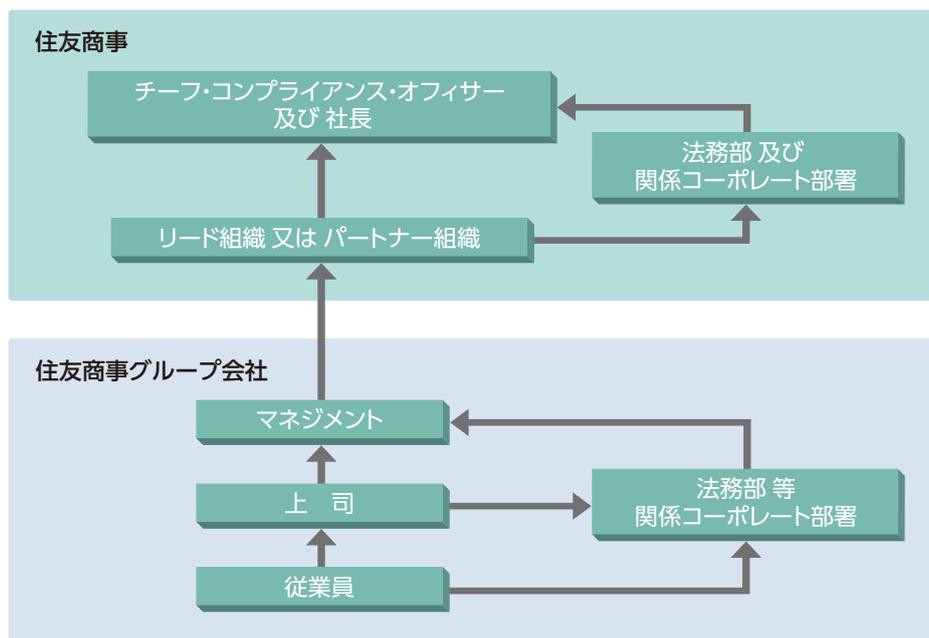
住友商事グループの役職員は、「即一報」を実践することが求められています。万一、コンプライアンス上の問題やそのおそれがある事態を知った場合には、以下の図のように、職制ルートに従い、直ちにその事態を上司又は関係するコーポレート部署に対して報告をしてください。

報告のために事態詳細の判明を待つ必要は一切ありません。問題を即座に報告し対処することで、問題となる事態

がより拡大し、深刻になる前に適切に解決することが可能になり、ひいては当社グループ各社とその役職員を守ることにつながります。

そして即一報を受けた上司においては、直ちに自身の上司・マネジメント又は関係コーポレート部署に報告、相談し、問題の適切な解決のために指示・助言を得てください。

住友商事グループからの即一報フロー



なお、もし何らかの理由によりコンプライアンス上の問題又はそのおそれを職制ルートで報告することが難しい場合には、あなたの会社の内部通報制度を利用するか、又はSC Global Speak-Up制度を利用し事態を報告することが推奨されます。SC Global Speak-Up制度の概要については、このグループ・コンプライアンス・ポリシーの最後のパートに記載されています。そちらを参照ください。

※「リード組織」とは、当該グループ会社の企業価値向上のための活動をリードする立場にある住友商事又は住友商事の地域拠点の組織を指します。「パートナー組織」とは、リード組織をサポートする立場にある住友商事又は住友商事の地域拠点の組織を指します。
※「関係コーポレート部署」とは、たとえば、当該コンプライアンス問題が人事関係であれば人事担当の部署を指します。

1

公正な競争行為

このグループ・コンプライアンス指針は、コンプライアンスの観点から当社グループ各社の役職員が共通して遵守すべき11の指針(「グループ・コンプライアンス指針」)から成り立っています。

以下では11のグループ・コンプライアンス指針に加え、より良い理解のために各指針の解説を記載しています。

11のグループ・コンプライアンス指針及びそれぞれの解説を熟読して、内容を理解してください。

【指針】

私たちは、ビジネスの遂行にあたっては公正な競争を行うと共に、国内外の独占禁止法に従います。

【解説】

●私的独占・寡占、カルテル・談合の禁止

私たちは、私的独占・寡占、カルテルや、談合等、他の事業者の事業活動を不当に排除したり、支配する行為を行いません。競合会社との間で、価格・数量の調整や顧客・販売地域の分配に関する協議を行ってはならず、そのような協議をしているとの疑念を持たれる可能性のあるようなコミュニケーションを行ってはならず、かつ、そのようなコミュニケーションは明確に拒絶しなければいけません。そのような協議は、公的機関による入札、民間企業による入札はもちろん、日々の取引との関係でも行ってはなりません。

●各国の適用法令の遵守

なお、外国の競合会社との間でそのような協議を行おうとした場合には国際カルテルの問題にもなり得ます。たとえば米国内やEU域内の経済秩序に影響を及ぼす場合には、たとえ米国やEUの域外のビジネスであっても、米国反トラスト法、EU競争法が適用される可能性もあります。

2

安全保障貿易管理を含む 貿易関連法令等の遵守

【指針】

私たちは、安全保障貿易管理を含む貿易関連法令及び通関手続を遵守することは勿論、各種条約及び各国の諸法令を遵守します。

【解説】

私たちは、貨物又は技術の貿易取引を行うにあたっては、社内規程に則り、安全保障貿易管理を含む貿易関連法令及び通関手続を遵守することは勿論、各種条約及び各国の諸法令を遵守しなければなりません。私たちは、取引される貨物又は技術を常に把握し、取引に先立ち、販売先、仕向地、最終需要家及び最終用途の確認をしなければなりません。また、所管官庁から必要な許認可を遺漏なく取得しなければなりません。私たちは、国際的な平和や安全保障を脅かす又は脅かすおそれのある取引には一切関わってはいけません。

3

各種業法の遵守

【指針】

私たちは、自分が担当するビジネスに適用される個別法令（業法）を確認のうえ、その内容を十分に理解し、遵守します。

【解説】

自分が担当するビジネスの内容を把握する一環として、私たちは関係する業法のすべてを理解し、さらにその改正や、新たに制定される法令についても木目細かくフォローすることで、業法に違反することのないよう注意をしなければなりません。環境関連、化学品や危険品の取扱い関連、運輸関連など、分野毎に多くの遵守すべき業法が存在することを認識し、必要に応じ関係部署に相談してください。また、業法の潜脱となるような行為は、厳に慎まなければなりません。

4

帳簿及び記録／税務

【指針】

私たちは、会社の会計帳簿と関連する情報につき、正確に、公正に、且つ適時に記録をし、関連書類等を適切に保管します。また、私たちは、グループ税務方針に従い、各国の税法及び関連法令を遵守し、適切な申告及び納税を行います。

【解説】

私たちは、会社の会計帳簿と関連する情報については、会社に関する財務状況を完全に把握し会社財産を保全するために、誠実かつ正確・公正・適時に記録します。また、会社の透明性を担保すべく、それらの情報は法令に則り、適切かつ適時に開示します。また、私たちはこれらの情報につき、虚偽や誤解を与えるような記載をしません。

また、私たちは会社の情報を法令に定められた期間及び方法に基づき適切に管理します。

住友商事グループの税務方針については、以下をご参照ください：

[グループ税務方針](#)

5

贈収賄防止

【指針】

私たちは、贈賄や不正な利益供与等、あらゆる形態の腐敗の防止に厳しく取り組みます。あらゆる国又は地域の公務員等に対して、贈賄に該当する行為やその疑いのある行為を絶対に行わないことはもちろん、ビジネスの獲得等を目的として、不正に金銭、贈答、接待等の利益を供与したり、その約束をしたり又はその申し出をしません。万が一、公務員等からこれらの行為を要求されても、私たちはこれを拒絶し、状況に応じて関係当局に連絡します。私たちは、事業活動を行ううえで適用される国内外の贈収賄禁止に関する法令を遵守します。

【解説】

住友商事グループの贈賄防止に関する原則、住友商事の社内体制及び取組み、並びに国内・海外法人及びその他の連結子会社における取組みについては、以下をご参照下さい：

[住友商事グループ贈賄防止指針](#)

6

知的財産権

【指針】

私たちは、住友商事グループの知的財産権を保護すると共に、他人の知的財産権を侵害しません。

【解説】

●住友商事グループの知的財産権の保護

住友商事グループが保有する著作権、商標権、特許権その他の知的財産権は、住友商事グループにとって貴重な財産です。住友商事グループの知的財産権が侵害されている、またはその疑いがあることを発見した場合には、上司又は関係部署に相談してください。

●他人の知的財産権の侵害の禁止

私たちは他人の知的財産権を侵害しないよう気を付ける必要があります。たとえば、新しい技術により製造される商品の製造・販売を行う場合や、新しい標章をつけて商品の販売やサービスの宣伝・提供をする場合などには、他人の知的財産権を侵害することにならないか、必要に応じて調査を行い、侵害にあたらぬことを確認したうえで取り進めてください。

7

情報管理

【指針】

私たちは、住友商事グループ又はその取引先の機密情報の漏えい等を防止するため、適切に管理します。

【解説】

●住友商事グループの情報の管理

私たちは、住友商事グループの資産である、トレード・シークレット、ノウハウ及び個人情報等を含む機密情報に関し、漏洩、毀損又は不適切な使用を防止すべく、適切に管理します。

●取引先の情報の管理・不正な情報入手の禁止

また、お客様、仕入先その他の取引先から提供を受けた機密情報についても、法令、取引先との約束及び社内ルールに則り、適切に取り扱います。また、競合会社その他の事業者の機密情報について、不正な手段により入手しません。

●事件・事故への適切な対応

万が一漏洩等の事故が発生した場合には、その影響を最小限に留めるため、速やかに且つ適切に対処します。



環境保全

【指針】

私たちは、環境方針に則り、地球環境の保全に十分配慮し、健全な事業活動を通じて「持続可能な発展」に向け努力します。

【解説】

私たちは、住友商事グループの環境方針、適用される環境関連法規及び同意した協定書等を遵守します。住友商事グループの環境方針については、以下をご参照ください：

[【環境方針】](#)



インサイダー取引の防止

【指針】

私たちは、インサイダー取引規制に反するような行為を行ったり、その疑いを招くような行為を行いません。

【解説】

私たちは、ある会社(住友商事グループに所属する会社であると否とを問いません。)の重要な非公開の情報(「インサイダー情報」)を利用して、上場株式等を売買したり、売買させたりしません。インサイダー情報とは、一般的に、合理的な投資家であれば、投資判断をする上で重要と考える情報又は株価に重要な影響を与える情報をいい、たとえば、大規模のM&Aや収益見込みの大幅な修正などの情報が含まれます。また、インサイダー情報を知った場合には、社内規則に則り適切に管理し、その秘密を厳守しなければなりません。

なお、インサイダー取引規制は、国によってその根拠となる法令の基準が異なるため、適用される法令を理解した上で遵守しなければなりません。

10

人権尊重及び 差別・ハラスメントの防止

【指針】

私たちは、人権を尊重し、いかなる差別やハラスメントも容認しません。

【解説】

●人権尊重

住友商事グループはその経営理念において「人間尊重を基本とし、信用を重んじ確実を旨とする。」と謳っています。これは、住友商事グループは住友商事グループと関わる全ての個人の人権を尊重するということを意味しています。

●差別・ハラスメントの防止

私たちは、人種、民族、国籍、出身地域、皮膚の色、年齢、性別、性的指向、性自認、障がいの有無、宗教、政治的見解、組合加入の有無、配偶者の有無、その他業務の遂行と全く関係のない事由に基づく差別を決して行いません。更に、差別的言動、嫌がらせ、誹謗・中傷、脅迫・粗暴行為、その他役職員としてあるまじき言動により、他人に恐怖心を与える、または不快な思いをさせるようなことを行いません。

[住友商事グループ人権方針](#)

11

利益相反行為の防止

【指針】

私たちは常に住友商事グループの利益のために行動し、住友商事グループの利益を犠牲にして、自己又は第三者の個人的な利益を追求しません。

【解説】

●利益相反

私たちは、住友商事グループの業務に忠実に取り組み、住友商事グループの利益のために常に行動する義務を有します。住友商事グループにおける権限や役割等を利用して、自己又は第三者の個人的な利益を図るような行為を決して行いません。

●業務外の活動

私たちは、住友商事グループの役職員としての責務を実行する上で支障となるような業務外の活動は慎みます。もし、利益相反にあたるような商業活動に関与している又は関与する可能性がある場合には、速やかに上司に報告・相談します。

●会社の資産・情報システムの使用

私たちは、会社の資産や、情報機器・システムを業務遂行の目的のためにのみ使用し、私的な目的での利用は行いません。

SC Global Speak-Up制度

SC Global Speak-Up制度とは?

SC Global Speak-Upとは、住友商事グループにおけるグローバル・ベースの内部通報制度の名称です。万一、コンプライアンス上の問題に直面し、何等かの理由で職制ルートでの報告や相談が困難な場合には、あなたの会社の内部通報制度を使うか、またはSC Global Speak-Upを使って、本件

事態を住友商事のチーフ・コンプライアンス・オフィサーに対して報告することができます。SC Global Speak-Upを通して通報がなされると、問題とされている事態につき、直ちに調査が開始されます。なお、SC Global Speak-Upに基づく通報への対応においては、以下の点が徹底されます。

秘密厳守

SC Global Speak-Upを利用してコンプライアンス上の問題を通報した場合、通報者の情報及び通報内容(及び調査で入手した情報を含みます)の秘密は厳守されます。

上記を含むSC Global Speak-Upの詳細については、『SC Global Speak-Up制度に関するガイドライン』に規定されていますので、そちらを参照してください。

報復行為の禁止

SC Global Speak-Upを利用して通報を行ったことを理由として、報復行為その他の不利益な処分を行うことは厳に禁止されます。

SC Global Speak-Upを 利用できる人は?

住友商事グループ各社の全ての役職員(契約社員、嘱託社員、臨時従業員、他社への出向者を含みますが、これらに限られません。)及び特定受託事業者が、SC Global Speak-Upを利用して、コンプライアンス上の問題を通報することができます。

SC Global Speak-Upで 通報できる事態とは?

コンプライアンス上の問題のうち当社グループに大きな影響を与えかねない重大な事態について通報することが推奨されます。通報できる事態類型の詳細については、『SC Global Speak-Up制度に関するガイドライン』をご覧ください。

既存の内部通報制度 との関係は?

SC Global Speak-Upは、住友商事が当社グループ各社にて利用可能な制度として導入したものです。もし当社グループ各社において既に内部通報制度が整備されている場合、SC Global Speak-Upは追加で導入されるものであり、既存の制度に取って代わったり、既存の制度を排除したりするものではありません。当社グループの役職員は既存の内部通報制度に基づく通報もできますし、SC Global Speak-Upを利用した通報もできます。

SC Global Speak-Upによって、通報、相談できるルートを拡充していくことで、少しでも早く問題を把握し、不正行為の拡大防止や早期是正を図ります。

www.sumitomocorp.com